

## 農薬の登録制度及び水質汚濁に係る農薬登録基準について

### 1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないこととされている。この登録に当たり農林水産大臣は、申請者から提出のあった資料等に基づく審査の結果、当該申請に係る農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を拒否しなければならないこととされている（法第4条第1項）。

このうち、下記表中の破線内の6）から9）までに該当するかどうかの基準（農薬登録基準）は環境大臣が定めることとしている（同条第3項）。

#### <農薬の登録を拒否する場合>（法第4条第1項の概略）

1）～5）（略）

6）農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

7）土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

8）生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき

9）水質汚濁が生じ、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

10）・11）（略）

### 2. 水質汚濁に係る農薬登録基準について

上記表中の破線内の9）に係る農薬登録基準は、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イに定められており、法第4条第1項第9号に該当する場合としては、「水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない」場合と定められている。

同告示第4号イに基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）において環境大臣が個別の農薬の成分ごとに基準値を定めることとしている。

【関係法令】

○農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抄）

最終改正 令和5年法律第36号

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

一～十三 （略）

3 （略）

4 農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5～9 （略）

（登録の拒否）

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～八 （略）

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

十・十一 （略）

2 （略）

3 第一項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

○農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準  
(昭和46年3月農林省告示第346号) (抄)

最終改正 令和6年3月環境省告示第35号

一～三 (略)

四 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合であって、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは、法第四条第一項第九号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度(以下「水質汚濁予測濃度」という。)が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものとなること。

ロ～ニ (略)

備考

1・2 (略)

3 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に予測されるほ場から公共用水域への流出水中における当該種類の農薬の成分の濃度の十分の一に相当する濃度に当該農薬の公共用水域への飛散を勘案して算出するものとする。

別表 (略)

附則 (略)

○水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）（抄）

最終改正 令和7年5月環境省告示第55号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「基準告示」という。）第4号イの環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度（基準告示第4号イに規定する水質汚濁予測濃度をいう。）が、それぞれ同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

| 農 薬 の 成 分   | 基 準 値    |
|---|----------|
| (略)   | (略)      |
| <i>N</i> <sup>6</sup> -ベンジルアデニン又は <i>N</i> -ベンジル-1 <i>H</i> -プリン-6-アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）                      | 0.16mg/l |
| (略)   | (略)      |
| 1-[(1 <i>RS</i> )-1,2-ジメチルプロピル]- <i>N</i> -エチル-5-メチル- <i>N</i> -ピリダジン-4-イル-1 <i>H</i> -ピラゾール-4-カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） | 0.55mg/l |